

平成26年7月施行予定の高梁市景観計画・景観条例（案）の概要について解説します。1月号から連載している「高梁市景観計画（案）」について、今月号では、建築物や工作物などを新築、増築、改築もしくは移転、模様替えなど（以下、「新築など」という。）をする場合のデザインや形、色などの整備基準」についてお知らせします。

■問い合わせ まちづくり課都市計画係 ☎(21)0238

◆基準に沿った整備をすることが必要です

高梁市景観計画（案）では、良好な景観づくりを進める上で、「建築物や工作物の新築などをする場合のデザインや形、色などの整備基準（景観形成基準）」を定めることにしています。このため、市民の皆さんが住宅や倉庫、塀などを新築する場合は、この基準に沿った整備をお願いします。基準に適合していない場合は、助言・指導などを行います。

◆高梁城下町地区の景観形成基準

本地区では、「自然緑地景観形成ゾーン」「歴史的町並み景観形成ゾーン」「駅周辺景観形成ゾーン」の3つのゾーンごとの特性を踏まえた景観形成基準を定めることにしています。

事項	景観形成基準
形態	山並みの景観などとの調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。
色彩	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、山並みなどとの調和に配慮すること。



山並みと町並み

①自然緑地景観形成ゾーン

岡山県策定の「晴れの国おかやま景観計画（以下、「景観計画」という。）の基準を継承し、「山並みなどの自然景観の保全と調和」を基本とした基準を定めることにしています。基準の一部は次のとおりです。

事項	景観形成基準	
	①景観形成道路の沿道	①を除く地区
色彩	屋根は、黒色、灰色（いぶし銀）、こげ茶色、もしくはこれに類した落ち着いた色彩を用いるように配慮すること。 外壁は、白色、灰色、黒色、もしくは木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を基調とした落ち着いたものに配慮すること。	本地区における伝統的建築物の色彩と調和した色彩を用いるように配慮すること。

②歴史的町並み景観形成ゾーン
景観計画で定められている「伝統的建築物の保全と調和」などの基準に加えて、さらに本市独自の新たな基準を定めることにしています。
2月号でお知らせした本町通りや石火矢町の武家屋敷通りなどの歴史的な町並みと、土塀や門などがまとまって残る「景観形成道路」の沿道では、屋根や外壁の色の指定、和瓦葺き勾配屋根の設置など、他のゾーンに比べて、よりきめ細やかな基準を定めることにしています。基準の一部は次のとおりです。

③駅周辺景観形成ゾーン
本市独自の新たな重点地区に指定する「駅周辺景観形成ゾーン」では、「城下町の風情を感じさせるような和風の趣のあるデザインや色などを取り入れるように配慮すること」などの基準を定めることにしています。このゾーンでは、歴史的な町並みが色濃く残る高梁市の玄関口としてのイメージづくりを進めていきます。基準の一部は次のとおりです。



石火矢町の武家屋敷通り



本町通り

事項	景観形成基準	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
形態	勾配屋根、もしくはこれに模したものをできるだけ設けるように努めること。	原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。
意匠	城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。	



城見通り



駅前大通り

※来月号では、吹屋周辺地区の景観形成基準などについてお知らせします。

■「たかはし景観フォーラム」を開催しました

3月22日、市のよりよい景観づくりについて考える「たかはし景観フォーラム」を文化交流館で開催し、市内外から約170人が参加しました。

はじめに「次世代に美しい町を残す」と題して、上田恭嗣さん（ノートルダム清心女子大学教授）が基調講演を行い、「景観を守り、育てるだけでなく、これらと調和した新たな景観をつくっていくことの大切さ」など、景観づくりの重要性について話しました。



その後、市まちづくり課が7月施行予定の「高梁市景観計画（案）」の概要説明を行いました。

最後に、中村泰典さん（NPO法人倉敷町家トラスト代表理事）が「まちにあかりを灯す」と題して、事例発表を行い、「まちづくりの3要素は、人・しくみ・コミュニケーション」と語り、参加者は市民と行政などとの協働の取り組みについて認識を深めました。

■問い合わせ まちづくり課都市計画係 ☎(21)0238

